

週休2日確保工事に係る労務費補正について

これまで以下の9職種について、週休2日確保工事に係る労務費補正の対象外としておりましたが、令和3年10月1日以降公告または指名通知する工事からすべて補正対象にすることとします。

1. 週休2日確保工事に係る労務費補正

次の職種については、労務費補正の対象とする。

- ・ 高級船員
- ・ 普通船員
- ・ 潜水土
- ・ 潜水連絡員
- ・ 潜水送気員
- ・ 潜水世話役
- ・ 船団長
- ・ 機械設備製作工
- ・ 機械設備据付工

2. 適用年月日

令和3年10月1日以降公告または指名通知する工事から適用